

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 東海市における庁内の推進体制について

① 東海市中心市街地活性化基本計画策定委員会

「東海市中心市街地活性化基本計画」策定及び中心市街地活性化に向けた部局横断的な検討組織として、市長、副市長、教育長、全部長級の職員で構成する「策定委員会」を設置し、基本的な方針を決定する。

◎ 策定委員会の経過

第1回（平成27年4月13日）	第2回（平成27年7月27日）
第3回（平成27年8月24日）	第4回（平成27年10月26日）

② 東海市中心市街地活性化基本計画策定調整会議

策定委員会の下部組織として、各部の全次長級職員で構成する「調整会議」を設置し、個別事業等の全体調整を行う。

◎ 調整会議の経過

第1回（平成27年4月23日）	第2回（平成27年6月30日）
第3回（平成27年7月21日）	第4回（平成27年8月19日）
第5回（平成27年10月13日）	

③ 東海市中心市街地活性化基本計画策定部会

関係部署の職員で構成する「東海市中心市街地活性化基本計画策定部会」を設置し、中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、現状把握、課題抽出、活性化事業の抽出等を行う。

◎ 策定部会の構成

役職名	所属及び職名
部会長	商工労政課課長
部会員	企画政策課職員
〃	社会福祉課職員
〃	健康推進課職員
〃	農務課職員
〃	都市整備課職員
〃	中心街整備事務所職員

◎ 策定部会の経過

第1回（平成27年6月9日）	第2回（平成27年6月23日）
第3回（平成27年7月13日）	第4回（平成27年7月21日）
第5回（平成27年8月6日）	第6回（平成27年9月17日）

(2) 東海市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

① 東海市議会における中心市街地活性化に関する質問と答弁(主なもの)

平成23年12月 定例会	<p>質問要旨 東海市中心市街地活性化基本計画の策定により、中心市街地への来街者の増加を図る取組みの状況はどうか。</p> <p>答弁要旨(環境経済部長) 「東海市中心市街地活性化基本計画」では、来街者の増加を図り、中心市街地の活性化やにぎわいの創出を目指した取り組みを行うこととしている。 この取組として、土地区画整理事業や連続立体交差事業等により都市基盤を整備して、安全・安心で快適なまちづくりを進めること。また、商業活動を活性化し、さらに文化施設の建設による文化交流拠点の整備などにより魅力あるまちづくりを進めることを基本的な方針として、中心市街地への来街者の増加を図る取組みを進めている。</p>
平成24年 3月 定例会	<p>質問要旨 50m歩道の活用策とにぎわいづくりをどのように考えているか。</p> <p>答弁要旨(市長) 東海市中心市街地活性化基本計画では、50m歩道や駅前広場をにぎわい・交流拠点、また、本市の中心市街地のシンボルとして位置付け、ポテンシャルと特性を十分に生かしたイベント等を展開していく。 特に、平成24年度では、観光協会事業として「日本ど真ん中祭りの太田川サテライト会場誘致」や「冬のイルミネーション」を予定し、また、まちづくり会社では、子供たちとその保護者を対象に「わくわくこどもフェア」、地元の農産物の即売会や園芸講座を行う「地産地消費フェア」、週末に開催する「トワイライトコンサート」、「50m歩道屋台村」などの企画を予定している。 また、「50m歩道の愛称募集」や「50m歩道の芝生広場の整備」などを行い、より多くの市民の皆様を活用していただけるよう努めていく。 今後は、整備が進む駅西地区と一体的に、憩いやにぎわいを創出し、まちの魅力を向上させて、広く本市の活性化の一助となるよう、50m歩道をより魅力あるものとするなど、中心市街地の活性化を進めてまいります。</p>
平成25年 6月 定例会	<p>質問要旨 ハード的な事業完了後に、ソフト面でのにぎわいを創出するための事業とそれを継続するためのしくみづくりの考えはどのようなものであるか。</p> <p>答弁要旨(環境経済部長) 中心市街地のにぎわいの創出と活性化に向けては、イベントを中心としたソフト事業の展開が必要と考えている。例えば、先行して完成している駅東側の駅前イベント広場において、株式会社まちづくり東海が、「七夕イベント」などのモデル事業の開催を計画している。また、「アート・クラフトフェア」のような、様々な団体が行うイベントの誘致も積極的に行っていただきたいと考えている。 今後は駅西側に進出する日本福祉大学を初めとする学生達のまちづくりへの参加や駅西新文化施設の利用団体によるイベント開催などに取り組む必要があると考えており、実施にあたっては、株式会社まちづくり東海が中心となり、地元商業者・大学・商工会議所・市などが連携した、仕組みを構築するとともに、まちづくり東海に対して、にぎわいづくりの担い手・牽引役となるための支援をしていく。</p>

<p>平成26年 3月 定例会</p>	<p>質問要旨 太田川駅西地区の賑わいづくりへのキーポイントは何か。また、活性化に向けて産学官連携の考えはあるか。</p> <p>答弁要旨(環境経済部長) 平成26年度は、太田川駅西地区で進められている市街地再開発ビル、大型商業施設や大学といった施設等の整備が一通り完了し、太田川駅周辺のまちづくりについて総仕上げの時期となっているものと考えている。</p> <p>今後、これら施設等を活かして、交流の拡大と賑わいに繋げていくことが重要であると考えておりますが、平成27年4月開校予定の日本福祉大学を初めとする学生や若い人のまちづくりへの参加や駅西新文化施設の利用団体によるイベント開催などを継続的に取り組んでいくことで、地域の活力を生み出していきたいと考えている。そのためには、株式会社まちづくり東海と連携して、地元事業者・大学・商工会議所・市などが一体となった仕組みを構築していくとともに、まちづくり東海の取り組みに対して支援をしていく。</p>
<p>平成27年 3月 定例会</p>	<p>質問要旨 中心市街地の「にぎわいと交流」を市全体の活性化につなげていくためには、どのような取り組みが必要と考えているか。</p> <p>答弁要旨(市長) 太田川駅周辺のまちづくりのハード面においては最終段階となってきていることから、今後は新文化施設、イベント広場、大学、大型商業施設等を活かしたイベントなどのソフト事業を充実させ、にぎわいと魅力のある中心市街地としていくことが重要である。</p> <p>この太田川駅周辺のまちづくりは東海市の核となる地域の形成であり、更なる今後の取組みとして、市内にある鉄道駅周辺を健康福祉・医療・文化といった地域の特性に合った、まちづくりを進めることで、それぞれの役割を持った拠点とし、鉄道とバスとの結節機能の強化といった交通体系の整備や都市機能の充実により、各駅の拠点の連携を高めていくコンパクトなまちづくりが、リニア開業や高齢化といった今後迎える社会的変化にも対応でき、市全体の活性化につながっていくものと考えている。</p>
<p>平成27年 6月 定例会</p>	<p>質問要旨 今年の秋には駅西歩道の大屋根等を除き西側の整備がほぼ完成することから、中心市街地活性化のため、駅の東西を結ぶイベント等を考えてはどうか。</p> <p>答弁要旨(環境経済部長) 太田川駅周辺のまちづくりは、「人と人をつなぎ、交流から生みだすにぎわい溢れるまちづくり」をコンセプトに土地区画整理等、各種まちづくり事業を進め、平成24年3月に、まち開きイベントを開催して以降、株式会社まちづくり東海を中心に、市観光協会、東海商工会議所や地元商業団体等地域が一体となり、様々なイベントを開催し、にぎわいづくりを担ってきた。</p> <p>一方、駅西地区においては、本年3月には大型商業店舗がオープン、4月には日本福祉大学東海キャンパスが開設され、また10月には芸術劇場がオープンし、大屋根等周辺施設も平成28年3月までには整備が完了する予定で、太田川駅を挟んだ東西を結ぶ区域にある公共施設や民間施設を活用した、より一層のにぎわいづくりの工夫が必要であると考えている。</p> <p>今後は既存の団体だけではなく、まち全体でアイデアを出しながら、より多くの団体等が、どんでん広場や大屋根下等の空間を使ったイベントを企画、開催していただけるような仕組みづくりを進めるための調査を実施していることから、その結果を踏まえ、駅東イベント広場で実施されてきたイベントの充実と、新たに整備される駅西側への拡充を図ることにより、駅の東西を連携させた、まち全体のにぎわいにつながるようなイベントを行っていきたいと考えている。</p>

(3) 中心市街地活性化連絡会議について

① 中心市街地活性化連絡会議

中心市街地活性化を推進するため、東海市、商工会議所、観光協会、(株)まちづくり東海（まちづくり会社）が、駅前イベント広場で開催されるイベントや観光物産プラザの利用状況等について情報交換するとともに、事業等の取り組みについて連携を図る必要があることから、月2回程度の連絡会議を開催している。

● 中心市街地活性化連絡会議の構成（平成27年度体制）

所属	役職名
東海市	商工労政課長
東海商工会議所	専務理事
	事務局長兼中小企業相談所長
	総務振興課長兼管理課長
観光協会	事務局長
	事務局次長
(株)まちづくり東海	事業部長
	事業部次長兼事業課長

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会は、東海市の中心市街地における都市機能の増進及び経済の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、東海市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに、民間事業者が作成する計画について必要な事項を協議し、東海市の発展を図り、市民生活及び経済活性化に寄与することを目的としている。

● 中心市街地活性化協議会の構成

法的根拠	所 属
15条第1項	東海商工会議所
	株式会社まちづくり東海
15条第4項	ジャンプアップおおた協同組合
	大田まつり保存会
	大田まちづくりの会
	大田町内会
	ユニー株式会社
	LCパートナーズ株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	あいち知多農業協同組合
	知多メディアネットワーク株式会社
	東海市観光協会
	星城大学
	日本福祉大学
	東海市
15条 第7・8項	中部経済産業局
	愛知県産業労働部商業流通課
	東海警察署
	(独)中小企業基盤整備機構中部本部
	まちづくりアドバイザー

● 活性化協議会の経過

平成23年度第1回 (平成23年4月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化協議会規約について ○東海市中心市街地活性化基本計画の概要について ○活性化事業の進捗状況等の把握について
平成23年度第2回 (平成23年9月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画における事業の評価方法について
平成23年度第3回 (平成24年3月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ○東海市中心市街地活性化基本計画における事業の進捗状況の評価について ○東海市中心市街地活性化基本計画の目標値のフォローアップについて ○中心市街地の最近の開発状況について

平成24年度第1回 (平成24年7月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ○大型店立地法の特別措置について ○中心市街地の開発状況について ○50メートル歩道の活用について ○観光物産プラザの設置について
平成24年度第2回 (平成25年1月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の変更について ○東海市中心市街地活性化基本計画の目標値のフォローアップについて ○中心市街地の最近の開発状況について
平成24年度第3回 (平成25年3月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の年度目標と結果について ○東海市中心市街地活性化基本計画の目標値のフォローアップ(確定)について ○日本福祉大学の協議会構成員について ○第二種大規模小売店舗立地法特例区域について
平成25年度第1回 (平成25年8月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度中心市街地活性化協議会予定について ○中心市街地活性化基本計画事業主体等の見直しについて ○中心市街地活性化基本計画目標値について ○太田川駅周辺の最近の開発状況について
平成25年度第2回 (平成26年2月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の変更について ○構成員の変更について ○東海市中心市街地活性化基本計画の年度目標と結果について ○東海市中心市街地活性化基本計画の目標値のフォローアップについて ○中心市街地の最近の開発状況について
平成26年度第1回 (平成26年5月12日)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度中心市街地活性化協議会予定について ○東海市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ○中心市街地における活性化事業について ○太田川駅周辺の開発状況について
平成26年度第2回 (平成27年2月24日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の変更について ○東海市中心市街地活性化基本計画の目標値のフォローアップについて ○東海市中心市街地活性化基本計画の年度目標と結果について ○東海市中心市街地活性化基本計画の第2期について ○中心市街地の最近の開発状況について
平成27年度第1回 (平成27年6月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度中心市街地活性化協議会予定について ○東海市中心市街地活性化構成員について ○東海市中心市街地活性化基本計画第2期の策定について ○中心市街地の最近の開発状況について
平成27年度第2回 (平成27年10月9日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の第2期について ○中心市街地の開発状況について

東海市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 東海商工会議所及び株式会社まちづくり東海は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、東海市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、東海市中央町四丁目2番地東海商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係わる協議を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により東海市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項
- (2) 法第40条第1項の規定により国の認定を受けようとする特定民間中心市街地活性化事業計画について必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(活動)

第5条 協議会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 東海市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の実施・変更に関し、必要な事項について意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の開催
- (6) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員)

第6条 協議会は次の者を持って構成する。

- (1) 東海商工会議所
 - (2) 株式会社まちづくり東海
 - (3) 東海市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合、申し出た者は協議会の承認を受けることにより協議会へ入会できるものとする。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、法第15条第4項に規定する者でなくなったとき、又は協議会がなくなつたと認めるときは、協議会を退会するものとする。

(委員)

第7条 協議会は、前条に掲げる構成員がそれぞれ指名する委員をもって組織する。

(役員)

第8条 協議会は、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

- 2 会長は東海商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 6 監事は、総会において委員の中から選任し、又は解任する。
- 7 監事は、本協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第9条 委員・役員は任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員・役員は、任期終了後においても次期委員・役員が選出されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。
- 5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(運営委員会)

第11条 協議会の活動を円滑に推進するため、必要な協議又は調整を行う機関として運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会の委員は協議会の委員の中から会長が指名する。
- 3 運営委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(ワーキンググループ)

第12条 協議会は、活動の活性化を図るため、必要に応じワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループのリーダーは、協議会の委員の中から会長が選任する。
- 3 ワーキンググループのメンバーは、必要な者をリーダーが選任する。

(タウンマネージャー)

第13条 協議会は、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを置くことができる。

- 2 タウンマネージャーは会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

(意見聴取)

第14条 協議会は、必要があると認める場合は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、東海商工会議所が処理する。

(会計)

第16条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第17条 協議会の収入は負担金、運営協力金、寄付金、補助金及びその他による。

- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費、調査研究費、謝金その他運営に要する経費とする。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成23年4月26日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 第6次東海市総合計画に関するアンケート調査

平成27年1月から2月にかけて、市民生活の現状についてのアンケートを実施して、中心市街地に関する指標の推移及び自由意見について内容を把握し、基本計画への反映及び参考とした。

② 太田川駅周辺イベントニーズ調査

平成27年6月から8月にかけて、公民館サークル、民間事業者、NPO法人等に対して駅前イベント広場等を活用したイベントの開催に関するアンケートを実施して、開催希望の有無や実施する際に必要な支援策を把握し、基本計画への反映及び参考とした。

③ 関係団体との意見交換会

平成27年8月から9月にかけて、中心市街地活性化協議会構成団体以外の団体（NPO法人、民間事業者）に対して新計画（素案）の概要等を説明し、今後の中心市街地活性化に関する意見交換会を行い、基本計画への反映及び参考とした。

④ 市民からの意見

平成27年11月1日から30日までの期間において、新計画（素案）についてのパブリックコメントを実施し、1名から3件の意見が寄せられ市の考え方を公表した。

募集期間	平成27年11月1日～30日
周知方法	市広報紙掲載及び市ホームページ
公開場所	市ホームページ 市役所情報コーナー（1階） しあわせ村、文化センター及び市役所商工労政課の窓口で閲覧
付帯資料	東海市中心市街地活性化基本計画素案
応募者数	1名 3件

(2) 様々な主体及び各種事業等との連携・調整

① 日本福祉大学との連携

平成27年4月に日本福祉大学東海キャンパスが開設されることを契機に、「東海市と学校法人日本福祉大学との包括連携に関する協定」及び「自然災害等の発生時における学校法人日本福祉大学施設の使用等に関する協定」、「東海市と学校法人日本福祉大学との施設開放に関する協定」を締結し、相互の密接な連携及び協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成及び相互の発展と充実が図られている。

② 星城大学との連携

平成25年に「東海市と星城大学との包括連携に関する協定」及び「自然災害等の発生時における学校法人星城大学施設の使用等に関する協定」、「東海市と星城大学との施設開放に関する協定」を締結し、相互の密接な連携及び協力により、市民への生涯学習機会の拡大、

地域防災への貢献など、活力のある個性豊かな地域社会の形成及び相互の発展と充実が図られている。

③ 大田まちづくりの会

まちづくりには、地域住民が積極的に関わるべきとの思いから、地元有志による「大田まちづくりの会」が行政と意見交換を交えながら活動している。

・街並みづくりルール

「東海市の顔」となる中心市街地の形成の実現に向けて、魅力に溢れた商業空間と快適な居住空間の実現を目指すことを目的に、街並みづくりに関するルール(太田川駅周辺地区 街並みづくり協定)を定めている。

協定の実効性を確保するため、「大田街並みづくりルール審査委員会」を設置し、該当区域での建築物の新築や広告物の新設等を行う場合は、事前の届け出を求め、審査を行い中心市街地の良好な景観形成を推進している。(平成23～26年度の審査件数14件)

④ ザ・おおた・ジャンプフェスティバルの開催

中心市街地を中心とした事業者団体「ジャンプアップおおた協同組合」が地元コミュニティとともに、「ザ・おおた・ジャンプフェスティバル」を開催している。

このイベントは、平成27年度で30回目の開催となり、子どもから大人まで楽しめる恒例の夏祭りとなっており、平成24年度からは駅前イベント広場で開催している。無音盆踊り等の特色あるアイデアは、にぎわい創出につながる企画を生み出している。

